

藤岡市農業委員会
令和4年第2回
定例会議事録

令和4年2月4日招集

令和4年藤岡市農業委員会第2回定例会議事録

令和4年2月4日、藤岡市農業委員長 秋山 幸夫は、令和4年藤岡市農業委員会第2回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

- 議案第 8号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 9号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 10号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 11号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について
議案第 12号 農用地利用配分計画（案）について
報告第 3号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について
報告第 4号 農地法関係出願等について

[出席農業委員]（13名）

- | | | | |
|-------------|------------|------------|-----------|
| 1 番 秋山 幸夫 | 2 番 宮澤 一夫 | 3 番 清水 文江 | 4 番 浦部 隆 |
| 5 番 浅見 健司 | 6 番 折茂 新一 | 8 番 関根 隆雄 | 9 番 折茂 高弘 |
| 10 番 金澤 貞夫 | 11 番 岩下 次夫 | 12 番 茂木 由子 | 13 番 山口 暁 |
| 14 番 福田 俊太郎 | | | |

[出席農地利用最適化推進委員]（山田 武房）

[事務局]

- | | | | |
|-------|------|---------|-------|
| 事務局 長 | 塚本 良 | 次長補佐兼係長 | 岸 憲彦 |
| 主 任 | 牧 眸美 | 主 任 | 笠原 諒亮 |

（開会13時27分）

事務局次長補佐 ただ今より令和4年第2回定例会を進行させていただきます。

本日も引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、日野地区の推進委員さん以外のご出席はご遠慮いただいております。また下審査につきましては、東庁舎2階第大会議室を用意しております。1班の委員さんは移動をお願いします。それでは開会に当たりまして、秋山会長より挨拶をお願いいたします。

（会長挨拶）

事務局次長補佐 ありがとうございます。それでは、会長に議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、ただ今より令和4年第2回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数13名中、出席委員13名でありますので、本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。2番 宮澤委員、3番 清水委員の両名をお願いいたします。それでは、議事に入らせていただきます。議案第8号農地法第3条の規定による許可申請について、議案第9号農地法第4条の規定による許可申請について、議案第10号農地法第5条の規定による許可申請について、以上3議案を一括上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この3議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査は下欄に指定されておりますのでよろしくお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(休憩13時32分)

(再開14時40分)

議長 休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第8号農地法第3条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第8号農地法第3条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番から4番の4件です。整理番号1番は、中栗須のHさんが、農業経営の規模拡大を図るため、中栗須の農地1筆、1,145㎡を売買で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書16ページの調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。整理番号2番は、市外の法人が、農業経営の規模拡大を図るため、東平井の農地1筆、1071㎡を売買で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書16ページの調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。整理番号3番は、市外の法人が、農業経営の規模拡大を図るため、東平井の農地1筆、1,125㎡を売買で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書17ページの調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。整理番号4番は、市外の法人が、農業経営の規模拡大を図るため、東平井の農地1筆、2,168㎡を売買で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書17ページの調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。以

上報告を終わります。

議長 議案第8号整理番号1番から4番について、1班の班長さんより報告がありましたが、初めに整理番号1番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第8号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第8号整理番号1番は許可と決定します。次に整理番号2番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決いたします。議案第8号整理番号2番について、これを許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第8号整理番号2番については許可と決定します。次に整理番号3番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第8号整理番号3番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第8号整理番号3番は許可と決定します。次に整理番号4番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第8号整理番号4番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第8号整理番号4番は許可と決定します。続きまして、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長 報告いたします。議案第8号農地法第3条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号5番から10番の6件です。整理番号5番は、上日野のKさんが、農業経営の安定と規模拡大のため、上大塚の農地1筆、1,455㎡を売買で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書18ページの調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。整理番号6番は、上落合のKさんが、農業経営の規模拡大のため、上落合の農地1筆、352㎡を売買で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書18ページの調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。整理番号7番は、神田のTさんが、農業経営の規模拡大のため、神田の農地2筆、5,533㎡を売買で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書19ページの調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。整理番号8番は、市外の法人が、農業経営の規模拡大のため、金井の農地1筆、995㎡を売買で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書19ページの調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。整理番号9番は、市外の法人が、農業経営の規模拡大のため、金井の農地2筆、2,065㎡を売買で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書20ページの調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。整理番号10番は、市外の法人が、農業経営の規模拡大のため、金井の農地1筆、674㎡を売買で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書20ページの調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第8号整理番号5番から10番について2班の班長さんより報告がありましたが、初めに整理番号5番について何かご意見がありましたらお願い

します。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第8号整理番号5番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第8号整理番号5番は許可と決定します。次に整理番号6番について何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第8号整理番号6番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第8号整理番号6番は許可と決定します。次に整理番号7番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第8号整理番号7番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第8号整理番号7番は許可と決定します。次に整理番号8番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第8号整理番号8番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第8号整理番号8番は許可と決定します。

次に整理番号9番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第8号整理番号9番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第8号整理番号9番は許可と決定します。次に整理番号10番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第8号整理番号10番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので議案第8号整理番号10番は許可と決定します。続きまして、議案第9号農地法第4条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第9号農地法第4条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは、整理番号1番の1件です。整理番号1番は、立石新田のUさんが、立石新田の農地を貸露天駐車場用地として転用するもので、面積は484㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第9号整理番号1番について1班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第9号整理番号1番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第9号整理番号1番は許可と決定します。続きまして議案第10号農地法第5条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第10号農地法第5条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番から3番の3件です。整理番号1番は、神田のSさんが、立石新田の農地を売買で取得し、一般住宅用地として転用するもので、面積は198㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号2番は、下栗須のSさんが、白石の農地を使用貸借で借り受け、分家住宅用地として転用するもので、面積は499㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号3番は、三波川のSさんが、三波川の農地を使用貸借で借り受け、ドッグラン用地として転用するもので、面積は114㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第10号整理番号1番から3番について1班の班長さんより報告がありました。初めに整理番号1番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第10号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第10号整理番号1番は許可と決定します。次に整理番号2番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第10号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第10号整理番号2番は許可と決定します。次に整理番号3番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第10号整理番号3番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第10号整理番号3番は許可と決定します。続きまして、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長 報告いたします。議案第10号農地法第5条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号4番の1件です。整理番号4番は、市外のKさんが、篠塚の農地を売買で取得し、指定集落内の専用住宅用地として転用するもので、面積は372㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第10号整理番号4番について、2班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第10号整理番号4番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第10号整理番号4番は許可と決定します。続きまして、議案第11号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 議案第11号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第11号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第11号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画については原案のとおり決定します。続きまして、議案第12号農用地利用配分計画（案）について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 議案第12号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に、意見もないようですので、議案第12号農用地利用配分計画（案）について、特に意見なしということよろしいですか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、議案第12号農用地利用配分計画（案）については、そのように決定します。続きまして、報告第3号・4号を一括上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 ただ今、報告第3号・4号について事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、以上をもちまして、令和4年第2回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございます。

(審議終了 15時00分)